

## 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援 ガイドラインについてのパブリックコメント

2018年5月21日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室あて提出

### 2ページII2 3つめの○

「ケアを提供する専門職種や行政職員の例として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、民生委員、社会福祉施設、医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害・福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、市町村などが考えられる」とあるが、ケアマネジャー、相談支援員、生活保護ケースワーカー、社会福祉施設、医療機関、認知症初期集中支援チームには社会福祉士が含まれており、また、事例においても社会福祉士が記載されていることから、精神保健福祉士と同様に、ここでも列記して頂きたい。

### 2ページ脚注 iv

「本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考え方として採用している。」とあるが。両者は異なるものではなく、意思決定支援のプロセスは、代理代行決定に移行する前段階のプロセスと考える。(日本社会福祉士会平成27年度調査研究事業ではそのことを整理している)

### 3ページ最下段の○

「本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。」とあるが、このような場合であっても可能な限り本人の意思を尊重するべきであり、原文では「このような場合には本人の意思に反しても仕方無い。」と誤解されるおそれがある。

また、他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合、どうするのかの記載してほしい。例えば、本ガイドラインでは触れていないが、成年後見制度の活用の検討など。

### 3ページ脚注 viii

本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合の例が挙げられているが、次元の異なるものが混在して、同一に取り扱われており、本ガイドラインで対応できる場合とそうではない場合を分けてはどうか。

例の「支援する家族等がない、あるいは支援が難しいのに、自宅での生活を選ぶことで、本人が基本的な日常生活すら維持できない場合」については、「自宅での生活を続ける

ことで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合」で良いのではないか。支援する家族がいても、自宅での生活が難しい場合もあり、また、支援が難しくても自宅での生活が可能な場合もある。また、「糖尿病であるにも関わらず、食事指導で求められたカロリー制限を著しく超える食事摂取を続けるような健康を損なう恐れのある場合」とあるが、支援方法等によって一部は本人の意思を尊重することも可能であることから、具体例としては適當ではないのではないか。

#### 4 ページ4つめの○

意思決定能力について、理解する力、認識する力、論理的に考える力、選択を表明できる力、の4つによって構成される、とある。「選択を表明できる力」は異なる次元のものであり、別建てで考えた方が理解しやすいのではないか。前段3つの力があることと、4つめの表明できる力というのは、支援者側の受け取る力（能力・技術）とも関係する

#### 5 ページ2つめの○

「意思決定支援チーム」の定義が記載されているが、日常の中での支援チームとの違いがあるのか。関わる人はどのような立場であれ、また、無意識であれ、本人の意思決定に影響を与えていている。

また、チーム体制が必要なのは当然として、（関わりを拒む家族も含む）家族・親族間の意見の対立や福祉・医療関係者との意見の対立、地域近隣の関係者と本人との対立関係などもあり、チームとして意見が一致しない場合もある。または対立する場合も考えられ、チーム内におけるコンフリクトマネジメントが重要である。家族間の対立は、チーム内の対立を象徴するものである。

#### 5 ページ4つめの○

「家族は、通常もっとも本人を良く知る人であるから、家族が関わることは重要である。」とあるが、“通常”という言葉を使うことの違和感がある。虐待案件に限らず、本人意思を飛び越えて家族の意思が尊重されて福祉サービスが提供されてきたこれまでのあり方を踏まえれば、この部分の書き方には違和感がある。

#### 5 ページ一番下の○

「専門職種や行政職員」だけでなく、後見人等である家族が意思決定支援を行った場合も記録を残すようにすべきである。

専門職種や行政職員と同様に、後見人等である家族も本人の意思を尊重することを前提としても、本人保護のための権限を行使し、本人の生命や重要な財産を保護する責務と役割がある。

## 6 ページ

「意思決定支援者」という言葉を使っているが、「～者」とすると特定の固定した特定の人物を指すようなイメージとなる。「意思決定支援に関わる人」という表現がよいのではないか。

## 6 ページ 1 (2)

「一旦本人と意思決定支援者との二人で本人の意思を確認する」とあるが、「意思決定支援者」は一人とは限らないのではないか。「本人と意思決定支援に関わる人複数名で」等の表現にすべきである。

## 7 ページ 2 (1) ひとつめの○

「本人が理解している事実認識に誤りがないか」とあるが、本人の理解も誤りとは言い切れない、という認識こそが重要ではないのか。

## 4 つめの○

「選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し～」とあるが、支援関係者には、やりすぎることが誘導になることの自覚が求められる。

## 5 つめの○

「本人の様子を見ながらよく確認することが必要」とあるが、誘導になりやすく、決定を迫り諦めさせてしまうことになりかねないことの自覚が必要である。

## 8 ページ 2 (3) ふたつめの○

「利用可能な社会資源を用いて、日常生活・社会生活のあり方に反映させる。」とあるが、現存する社会資源では本人の意思を尊重できない場合もある。また、社会資源を利用しないという選択肢もある。現存する制度やサービスの利用を決定することだけが意思決定支援ではない。

## 8 ページ 2

(4) として「意思実現の評価」を追加すべきである。本人の意思を実現させた場合に、一定の期間の後にチームで評価を行い、必要な場合の修正を行うというサイクルを繰り返すことが必要である。P11 の概念図にも上記サイクルを追記する。

## 8 ページ 3 (2)

家族の視野が本人の意思決定尊重に及ばない状況の中には、何年も本人と過ごす中で、家族が冷静でいられない状況になっているとき、疲れて思考が停滞しているときなど、具

体的な提案が光明となる場面がある。家族に対して、「本人の意思決定を支援するのに必要な情報を丁寧に説明したり、家族が不安を抱かないように支援をする」とともに、必要に応じて家族に対して提案することも必要である。

また、「本人の身上に関心をもつ家族」とあるが、必ずしも「本人の身上に関心をもつ家族」だけではないと言える。さらに、同居家族と、同居していない家族間の対立や家族と親族との意見の対立もある。「家族が不安を抱かないように支援すること」のみならず、「家族間の調整」も含めて支援することが必要である。

#### 9 ページ「意思決定支援チームと会議（話し合い）」

社会生活の意思決定支援を行う場合には、本人及び複数の関係者が話し合いの場を複数回持つことは必要であるが、日常生活の多くの場面で、意思決定支援のアプローチがされていることが、重要であると考える。特に日常生活の多くの場面においては、その都度チームで会議が開かれるわけではなく、支援の場面で、この視点や考え方、プロセスが共有されていることが重要で、そのことが社会生活の決定場面（居所の決定など）のときに活かされると考えられる。

構成メンバーと会議のなかでは、意思決定は必ずしも合理的であったり、効率的であったりするものではなく、ソーシャルワーカーの倫理・価値に基づくエンパワメントやアドボカシーが担保される場であることを前提として掲げられていなければ、このチームや会議は、支援者がよってたかって本人の意思決定を「説得する」という構図になってしまいう危険性があることに触れるべきである。日本社会福祉士会が開発したツールは、そのような構図に陥らないためのひとつの方策であるので参照されたい。

#### 15 ページ事例 I 6 行目

「社会福祉法人の社会福祉士」とは、どのような立場の社会福祉士なのかわかりにくい。現実には、このような事例の場合、地域包括支援センターの職員が複数（社会福祉士と看護師など）で訪問することが多い。

#### 19～20 ページ事例 IV

事例では、成年後見人が本人と面談し、関係者から情報収集し、判断した形になっているが、チームで会議を開き、役割分担して意思決定支援を行う形にすることがガイドラインの趣旨に合致するのではないか。